

四
發行方法の適用
三
の法規の根柢
二
の法律項及びその根柢
一
の発行規則及びその記載
平成二十一年三月三日
省令第十三十号
財務省告示第百三十二号
○

財務大臣 与謝野馨

五

ハロイ
方募

別債行争非者特国札非
 参市及入価・別債発競
 加場び札格第参市行争
 者特国發競I加場入行争の

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内参額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
 入場も加、た価格国定特あ争争す得格
 札特の者財後格競債め別つ入るらを
 発別にご務に競争市る参て札札もれ募
 行参よと大行入札特の者財同行に価額
 一加るに臣わと者発応がれ札發別にご務時一による格によ
 い・行募各の行参よと大にとるをよ
 う第へ限國る募一加るに臣行い發そり
)。II以度債入と者発応がわう行の加
 非下額市札のい・行募各れ。(以發重
 価一を場で決う第へ限國る、下行平
 格国定特あ定一I以度債入価一価均
 競債め別つを及非下額市札格非格し

六

イ

発

ハ 口

国	札 非	入 價	入 價 ·
債	發 競	札 格	行 札 格 第
市	行 争	發 競	發 競 II
場	入	行 争 額	行 争 非

特億国条特十金し二千いに十面行十円千国項の成九つ定う億額
別九債の別万額た条八て基万金し六、三債の特二十いにち円面
会千に規会円で利第百はづ円額た条特百に規例十八て基、金
計六つ定計四付一六、き、で利第別八つ定に年億はづ財額
に百いにに千国項十額發同百付一會十いに關度四、き政で
関万て基関六債の五面行法八国項計三て基すに千額發法一
す円、づす百に規万金し第十債のに億はづるお百面行第兆
る額きる九つ定円額た四一に規関八、き法け三金し四七
法律面發法十いに、で利十億つ定す千額發律る十額た条千
金行律八て基同二付七八いにる三面行第公五で利第二
額し第億はづ法千国条千て基法百金し二債万四付一百
でた四五、き第四債の五はづ律四額た条の円千国項六
十七利十千額發六億に規百、き第十で利第發、九債の十
十付七百面行十三つ定五額發四万五付一行平百に規七

九八

二

ハロイ

七

二

振額最

払

替	低行争非者特国行争非者特国札非入価込	行争非者特国行争非者特
額	入価・別債入価・別債発競札格金	入価・別債入価・別
面	札格第参市札格第参市行争發競金	札格第参市札格第参
位	金發競II加場發競I加場入行争額	發競II加場發競I加

の振記替載法又のは規記定錄には、による最低額面金	五万円	二十三億六十九万円	万千円六百四十九千十	七二一十万兆千二百四十	一千九百四千八百二十	一七	三国條億債の別に規定計に基閑づす額きる面發法金行律額し第でた四利十付七	百国條四債の十に規九つ定億いに円て基づ額き面發金行額しでた千利六付
簿								

十
三
二

十
十
ロ
イ
一
發

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 價 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 発 競 札 格 行 行
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 價
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

(二)
座 も 係
に の る 発
記 と 所 行
載 し 得 時
又 て 税 に
は 振 が お
記 替 源 い
録 口 泉 て
さ 座 微 そ
れ 簿 収 の
る 中 さ 利
も の れ 子
の 口 る に

(一)
む 十 式 は 年
も 号 に 、 募 一
の に よ 払 入 ·
と 規 り 込 決 三
す 定 算 金 定 パ
る す 出 額 の 一
。 る し に 通 セ
期 た 加 知 ン
日 金 え を ト
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{3}{365}$$

額 そ 額 平 す 額
面 れ 面 成 る の
金 ぞ 金 二 。 整
額 れ 額 十 数
百 の 百 一 年 倍
円 応 円 三 月 の 金
に 募 に つ 価 格 二 十 三 日
つ 価 き 一 百 三 錢
き 格 一 円 三 錢
百 一 十 三 日
三 月 一 百 三 錢
一 百 三 錢 以 上 の
三 錢 之 上 の と

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期におるい日利子の支払期に属する。その日以前六月間ににつき百円に亘る。三十一年三月二十日百円に亘る。三十一年三月二十日百円に亘る。

財務大臣から通知を受けた者

額面金額 × $\frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

初期利子